

変更理由

県営水利施設等保全高度化事業（特別型 農地集積促進型）城沼水路地区において、板倉町から群馬県に対して中心経営体農地集積促進事業（促進費）の要件確認書類を提出したところ、地域計画の現状数字と農地中間管理事業を活用した賃貸借実績に差異があることが判明した。

中心経営体農地集積促進事業（促進費）において、この差異は認められないことから、地域計画の担い手の現状面積及び集積率を賃貸借実績と揃えなければならないため変更を行う。